

## 独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先 法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出 額 (単位:円)	(会費の場合) 支 出 先 法 人 が 定 め る 会 費 一 口 当 た り の 金 額 、も し く は 最 低 限 の 金 額	交付又は支出日 等 (支出決定日)	(会費の場合) 支 出 の 理 由 等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支 出の 有無
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分		
財団法人航空交通管制協会	法人賛助会員年会費	100,000	一口 100,000	H23.5.26	管制協会は、航空交通管制システムに関する調査研究等を行っており、内外の管制システムの動向等の把握、機関誌を通じた研究成果の普及のため、会費を支出する必要がある。	特財	国所管	当該支出は真に必要であるものと判断し、最低限の加入口数による支出を行っているため、新たな対応方針は特になし	有
財団法人航空輸送技術研究センター	法人賛助会員年会費	100,000	一口 100,000	H23.7.11	研究センターでは、航空会社と連携した研究会・講演会等を実施しており、エアラインのニーズを踏まえた研究を進めるうえで必要な情報を入手するため、会費を支出する必要がある。	特財	国所管	当該支出は真に必要であるものと判断し、最低限の加入口数による支出を行っているため、新たな対応方針は特になし	有
社団法人電子情報通信学会	学会等年会費	197,000	入会月により変動	H23.9.12 H24.3.9	学会では宇宙・航行エレクトロニクス等の電子情報通信分野に係る研究を行っており、研究に必要な情報を入手するとともに、研究成果の普及のための講演資格を得るために、会費を支出する必要がある。	特社	国所管	当該支出は真に必要であるものと判断し、最低限の加入口数及び金額による支出を行っているため、新たな対応方針は特になし	有

## 【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。